

旭北公民館だより 3月号

平塚市立旭北公民館 〒254-0903 平塚市河内一丁目32番14号 ☎32-2221 FAX37-1069

公民館事業当日に撮影した写真を公民館だよりやホームページに掲載することがあります

未就園児対象

【旭北公民館自主事業】



3月・4月のおはなし会

～紙芝居、絵本、親子あそび他～

- ◆日時 3月3日(火)、17日(火)、
4月7日(火)、21日(火)
11:00~11:30
- ◆会場 旭北公民館 託児室
- ◆対象 0歳~未就園児
- ◆問合せ おはなしかぎぐるま
電話58-5869(いとす)

地域の講師や人材をつなぐ

知恵袋バンク

平塚市地域活動サポート人材登録制度

講師

探してませんか

例えば…

- 地域でサークルを作りたい
- 活動を支援してもらいたい
- 〇〇教室を催したい

公民館が

紹介します

例えば…

- 親子あそび
- 親子ヨガ
- 箏曲
- 三味線
- 大正琴



活動の幅がぐっと広がる！
必要な人材がスムーズに見つかる！

※利用条件・人材検索など詳しくはお近くの公民館に來館いただくか、
ウェブをご覧ください



知恵袋バンク
TOPページ



講師紹介Youtube

【市民課】

土・日曜日に市役所窓口を 開庁します

- 1 開庁日 3月22日(日)、28日(土)
8時30分～12時00分、13時00分～17時00分
- 2 場所 平塚市役所本館1階
(市民課・子ども家庭課・保険年金課・学務課)
3階304会議室
(マイナンバーカード関連手続の一部)
- 3 取扱業務 住民異動の受付(転入、転居、転出等)及び
住民異動関連手続き、マイナンバーカードの
交付、電子証明書の更新、暗証番号再設定等
- 4 各課への問合せ 平塚市役所 電話:23-1111(代表)

※ 届出の内容によっては、即日の処理が出来ない場合があります。取扱業務や担当窓口など詳細は、広報ひらつか3月第1金曜日号、または平塚市ホームページをご覧ください。

市役所本館及び文化ゾーンの各駐車場は有料となっております。ご用件のある窓口で必ず駐車券をご提示ください。駐車料金や減免措置等の詳細は市ホームページをご確認ください。



【スポーツ課】

第13回

ひらつか市民スポーツフェスティバル

みんなで一緒にスポーツを楽しもう

令和8年3月22日(日)10:00～15:00 参加無料!

スポーツ・パラスポーツ体験教室

野外ステージパフォーマンス

9:30～10:00 開会式(会場:野外ステージ)

会場:平塚市総合公園(平塚市大原1-1)

主催:ひらつか市民スポーツフェスティバル実行委員会

問い合わせ:ひらつか市民スポーツフェスティバル

実行委員会事務局

(平塚市教育委員会スポーツ課)

0463(31)3060

ウェブ二次元コード→



【青少年課】

「平塚市ジュニア・リーダーズクラブ」 新規生募集

当クラブは、市内の中高生が一年を通じて、キャンプやゲーム、ダンスなどの研修を受講しながらリーダーとしての知識や技能を習得し、小学生の子どもたちとの遊びやふれあい、地域行事のお手伝いに活躍する団体です。学校や学年の垣根を越えた仲間づくりを一緒にしてみませんか?

共催:平塚市・平塚市ジュニア・リーダーズクラブ

対象:市内在住または在学中、令和8年4月に中学1年生から高校生3年生である方

費用:2,500円 ※キャンプなどは、別途費用を徴収します。

募集人数:32人(抽選)

募集締切:令和8年4月3日(金)

※応募多数の場合、抽選により決定します。

申し込み可能期間:2月20日(金)～4月3日(金)

当落の結果は、4月10日(金)までに通知を発送いたします。

応募方法:

- ① 二次元コードを読みとり、応募フォームより申込み。
- ② 所定の申込書を平塚市青少年課へ郵送(締切日必着)または直接提出

・郵送 〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市役所青少年課 宛

・直接 青少年課【本館1階 104番窓口】

問合せ先:青少年課

電話:0463-71-5950(直通)

(月曜～金曜 8:30～17:00) ※祝日除く



【旭北公民館】

◇5月分公民館利用一斉申込期間のお知らせ

3月16日(月)～22日(日)

◇公民館ご利用の際のお願い

○公民館ご利用の際は節水・節電のご協力をお願いいたします。

○公民館の駐車場には限りがあります。公共交通機関、徒歩、自転車等でお越しください。

◇令和8年度公民館利用団体登録を受付中

令和8年度の「公民館利用団体登録(調査票)」をお配りしています。公民館を利用される団体の方は、**3月31日(火)**までにご提出いただきますようお願いいたします。

地区公民館の利用に当たっては、公民館利用団体の登録(5人以上)が必要です。継続して利用する場合でも、毎年度登録が必要になります。

なお、営業や特定の宗教・政治活動が目的の団体、及び個人での利用はできません。